

武蔵村山市地域包括支援センター運営方針

令和3年9月

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課

【目次】

第1 地域包括支援センターの運営方針	1
1 趣旨	1
2 地域包括支援センター等の意義・目的.....	1
3 運用上の基本的考え方や理念.....	1
(1) 公益性	1
(2) 地域性	1
(3) 協働性	1
4 運営について.....	2
(1) 職員体制.....	2
(2) 職員の姿勢.....	2
(3) チームアプローチによる推進.....	2
(4) 職員の資質向上.....	2
(5) 広報活動.....	2
(6) 公正・中立性の確保.....	3
(7) 個人情報の保護.....	3
(8) 苦情対応.....	3
(9) 緊急時の対応	3
(10) 事業計画、自己評価等.....	3
5 市と地域包括支援センター及び地域包括支援センター間の情報共有	4
(1) 地域包括支援センター長会議.....	4
(2) 専門部会.....	4
(3) 市関係部門等との連携.....	4
(4) 地域ケア会議	4
第2 個別業務の実施方針	4
1 総合相談支援業務	4
(1) 実態把握.....	4
(2) 総合相談業務	4
(3) ネットワーク構築業務.....	5
2 権利擁護業務.....	5
(1) 成年後見制度の利用促進	5
(2) 高齢者虐待の早期発見及び早期対応.....	5
(3) その他	5
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務.....	6
(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク	6
(2) 介護支援専門員に対する支援.....	6

4	高齢者のQOL（生活の質）向上のためのケアマネジメント	6
(1)	介護予防ケアマネジメント	6
(2)	自立支援に資するケアマネジメント	6
(3)	一般介護予防事業に関するケアマネジメント	6
5	認知症施策の推進	7
(1)	関係機関との連携	7
(2)	認知症に係る相談業務	7
(3)	認知症の人やその家族への支援	7
(4)	地域の見守り体制づくり	7
6	生活支援サービスの体制整備	8
(1)	地域資源の把握・分析や情報共有	8
(2)	第1層生活支援コーディネーターとの連携	8
7	在宅医療・介護連携の推進	8
第3	地域包括ケアシステム構築に向けた方針	8
1	地域包括ケアシステム構築の強化	8
2	圏域ごとのニーズに応じて重点的に行う業務	8

第1 地域包括支援センターの運営方針

1 趣旨

この運営方針は、本市における地域包括支援センターの意義・目的、運営上の基本的な考え方及び理念、個別事業の実施方針等を明確にし、円滑で効果的な業務の実施に資することを目的に策定します。

また、運営方針は、本市が策定する高齢者福祉計画・介護保険事業計画で設定した目標の実現等に向けて、地域包括支援センターが包括的支援事業で行う取組の方向性を示すものです。

2 地域包括支援センター等の意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置（介護保険法第115条の46第1項）されており、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たします。

3 運用上の基本的考え方や理念

(1) 公益性

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行います。地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・都・市の公費によって賄われていることを理解し、適切な事業運営を行います。

(2) 地域性

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

また、「介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会）」や「地域ケア会議」をはじめ、様々な協議の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、本市関係課、生活支援コーディネーター、関係機関等と連携して、地域が抱える課題の解決に向けて積極的に取り組みます。

(3) 協働性

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等（以下「職員」という。）の専門職種が専門性を発揮し、業務の理念・基本的な構造を理解した上で、常に職員相互が情報を共有し、連携・協働し、「チーム」として業務を行います。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職、民生委員、ボランティア等の関係者と連携を図りながら活動します。

4 運営について

(1) 職員体制

本市が委託等する地域包括支援センター設置者は、武蔵村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例に基づき、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種（又はそれらに準ずる者を含む。）の職員を配置し、その職員を統括する常勤の管理者を配置します。

(2) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう支援するものであることを念頭に、当該高齢者等に最善の利益を図るための業務遂行に努めます。

(3) チームアプローチによる推進

職員はそれぞれの専門性を発揮するとともに、相談者等の個々の事情や意思を十分把握した上で、検討・協議を行い、連携・協働しながら個別課題や地域課題の解決に当たります。

また、管理者は地域包括支援センター全体を掌理し、一部の業務や職員に業務等が偏ることがないように、業務の調整、管理等を行います。管理者以外の職員は、業務を行う上で必要に応じて管理者に相談し、業務を遂行します。

(4) 職員の資質向上

地域包括支援センターの業務に必要な知識の習得、技能（スキル）の獲得や向上、幅広い視野で業務を行うこと等を目的に、職員は積極的に研修へ参加するなど資質向上に向けた取組を行います。

また、管理者は職員が研修会等に参加できるよう業務分担等について配慮し、一部の職員が研修を受講した際には、他の職員に受講報告、伝達等を行い、地域包括支援センター内で研修内容を共有します。

(5) 広報活動

地域包括支援センターは、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて業務を適切に遂行するため、地域住民に対し介護保険法の本旨の理解と協力を得られるよう、チラシやパンフレットを活用するなど、様々な機会を活用し周知に努めます。

また、地域包括支援センターの役割や機能について出前講座等を通じて、住民、関係機関等へ周知します。

(6) 公正・中立性の確保

介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会）が、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を確保します。

(7) 個人情報の保護

武蔵村山市個人情報保護条例、業務委託契約書添付の個人情報を処理する事務の委託に関する特記仕様書等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失の防止等のために、相談記録や関係文書等を適切に管理します。具体的には、個人情報を含む資料は、パソコン、可搬媒体（USB等）、紙その他形態に関わりなく、必ず施錠可能なロッカー等で保管します。また、個人情報を含む電子データについては、必ず暗号化やパスワードで保護します。

管理者及び職員又はこれらの職にあった者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、業務に関係のない目的で使用しないなど、守秘義務を遵守します。

(8) 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容、対応等を記録し、速やかに高齢福祉課に報告します。

地域包括支援センター職員のみでは対応困難な苦情があった際には、市の開庁時間内・外を問わず、直ちに高齢福祉課へ報告します。

(9) 緊急時の対応

緊急時の対応についても想定し、閉所日（時間）においては地域包括支援センターの電話を職員が所持する携帯電話へ転送するなど、地域包括支援センターの職員へ速やかに連絡が取れる体制を確保します。

(10) 事業計画、自己評価等

地域包括支援センターの業務を遂行するために、地域の課題や状況などを踏まえて、地域包括支援センターの目的や運営方針に沿った年間の事業計画を立てます。

また、地域包括支援センターの年間計画の遂行や目標達成に向けた進捗管理を行い、事業報告書を作成します。

なお、事業を毎年見直していくために、P D C A（Plan-Do-Check-Act）サイクルの考えで業務の計画とその実行・成果を自己評価し、質の向上を図ります。

5 市と地域包括支援センター及び地域包括支援センター間の情報共有

(1) 地域包括支援センター長会議

この会議は、原則、毎月最終週の火曜日の午後で開催し、地域包括支援センターに関わる各事業についての協議や情報交換、市から地域包括支援センターへの連絡等を行います。また、地域包括支援センターが日頃の業務の中で抱えている課題や好事例の情報共有をします。

(2) 専門部会

地域包括支援センター長会議の下に、地域包括支援センターの業務に関する専門部会を設置・開催し、専門職間の連携及び資質向上を図り、日々の地域包括支援センターの業務に生かしていきます。

(3) 市関係部門等との連携

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの関係部門や公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケース等にも迅速に対応できるよう福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課等と日常的に密接な連携を図るとともに、相互の協力関係を深めていきます。

(4) 地域ケア会議

地域包括支援センターが行う地域ケア会議は、個別課題の解決、圏域の地域課題の発見、当該地域でのネットワークの構築等を目的に行います。また、介護支援専門員その他の介護サービス事業所職員との連携の場としても活用します。

第2 個別業務の実施方針

1 総合相談支援業務

(1) 実態把握

地域の高齢者等の心身状況、家庭環境等について、民生委員、関係機関等と連携しながら実態把握を行います。また、地域特有の課題やニーズを発見し早期対応できるよう、第2層生活支援コーディネーター、関係団体等と連携し、地域に存在する社会資源の把握を行います。

(2) 総合相談業務

高齢者宅への訪問や関係者からの情報収集等により、相談者等との信頼関係を構築しながら、課題を明確にした上で、適切な機関、制度及びサービスへつないで継続的にフォローします。

なお、支援においては、地域包括支援センター内のチームアプローチや地域のネットワークを活用しながら対応します。

(3) ネットワーク構築業務

高齢者やその家族、民生委員等の相談に対し、地域の社会資源等とつながるよう、日頃から民生委員、介護支援専門員、医療関係者等の関係者との地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を図り、業務を円滑かつ効率的に進めます。

また、第2層生活支援コーディネーターが中心となって構築する生活支援のネットワークづくりにも取り組みます。

2 権利擁護業務

(1) 成年後見制度の利用促進

虐待や悪質商法、詐欺被害など高齢者の権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要な場合は、事理弁識能力等を判断した上で、以下の相談支援を行います。

- ① 本人が申立てする意思がある場合、又は支援できる親族がいる場合には、社会福祉協議会等へつなぎます。
- ② 本人も親族も申立てができない場合は、武蔵村山市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、高齢福祉課や社会福祉協議会と協議し、市長申立制度を検討します。

(2) 高齢者虐待の早期発見及び早期対応

- ① 地域住民や関係機関と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。
- ② 通報、相談等を受けた場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律、武蔵村山市高齢者虐待防止事業実施要綱等に基づき、速やかに当該高齢者の状況に係る事実確認を行い、関係部間と連携を図り、適切に高齢者虐待を解消します。

(3) その他

① 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携の下、消費生活センターや警察署から消費者被害情報を収集し、関係機関への情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援します。

② 権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関、地域団体、各種事業者、住民等が理解を深め、権利侵害を未然に防止できるよう啓発活動に取り組みます。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

介護保険サービスに限らず、保健・福祉・医療サービス、地域住民等によるインフォーマルサービス等様々な社会資源の活用を検討するため、地域ケア会議の開催等を通して地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対して、日常業務の相談等に応じるとともに、介護支援専門員の抱える処遇困難事例等については、事例検討会等により具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。

また、介護支援専門員の資質向上を図るため、関係機関とも連携の上、情報提供や研修会等を実施します。実施の際は、介護支援専門員と共同で企画する等、介護支援専門員が主体的に参画できる環境を整備します。

4 高齢者のQOL（生活の質）向上のためのケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援者や事業対象者を対象に、適切にアセスメントを実施することにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人と共有した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるようケアプランを作成します。

また、地域の資源や一般介護予防事業、多様なサービスを活用し、包括的なケアマネジメントを行います。

(2) 自立支援に資するケアマネジメント

高齢者がその有する能力に応じた自立した日常生活が営めるよう、自立支援・重度化防止等に資する観点から支援します。医療・介護等の多職種協働により対象者の生活課題を解決するための支援内容の検討を行い、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

(3) 一般介護予防事業に関するケアマネジメント

高齢者の年齢や心身の状況等にかかわらず、要介護状態になっても生きがいや役割をもって生活できる地域を構築するため、各介護予防事業を積極的に利用できるよう、事業の周知及び案内並びに実施に努めます。

また、高齢者の主体性を尊重し、継続して活動に取り組めるよう支援します。

5 認知症施策の推進

(1) 関係機関との連携

認知症の人やその家族を地域で支えるため、関係機関との連携や地域住民の協力を得ながら継続的な支援を行います。

また、早期診断や早期対応に向けて、認知症疾患医療センターやかかりつけ医等と連携・協力体制を整備し、相談窓口等の周知を行います。

さらに、認知症に係る困難事例については必要に応じ、高齢福祉課に配置される認知症地域支援推進員へ相談し、認知症初期集中支援チームにつないで支援を行います。

(2) 認知症に係る相談業務

認知症の人やその家族の相談内容に応じて、適当な相談機関や医療機関を紹介します。

また、認知症ケアパスを活用し、認知症の状態に応じた適切な対応やサービスの情報について説明します。

(3) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人が自ら楽しめる場として、また、その家族にとっては、相談や情報収集の場、地域住民との交流の場として、認知症カフェの活用を薦めます。

また、認知症の人を介護する上で、不安や悩み事等を感じている人のために、介護教室等の活用を薦めます。

(4) 地域の見守り体制づくり

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で生活を継続できるネットワーク構築のため、認知症地域支援推進員と連携し、認知症に対する正しい知識及び地域で見守ることの重要性の普及啓発等を行います。

また、日頃から地域住民や事業所等が認知症の人に対して見守りや声掛けを行うことができるよう、見守り安心カード[※]の普及啓発や認知症サポーター養成講座等を実施します。

※ 武蔵村山市高齢者見守り安心カード事業実施要綱に基づき、高齢者からの申請があった際には、当該高齢者の緊急連絡先等の情報を記載したカード又はキーホルダー（見守り安心カード）を貸与して、緊急時の対応や平時の見守り等に活用するもの

6 生活支援サービスの体制整備

(1) 地域資源の把握・分析や情報共有

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、地域の多様な主体による地域資源（生活支援サービス等）の把握・分析や情報共有に積極的に取り組みます。

(2) 第1層生活支援コーディネーターとの連携

第1層生活支援コーディネーターと連携して、第1層協議体や圏域で実施した地域ケア会議の成果を活かし、ニーズや不足しているサービスを的確に把握します。

また、各地域包括支援センターに配置される第2層生活支援コーディネーターについては、地域におけるサービスの担い手の発掘や第2層協議体設置に関わっていきます。

7 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進するため、在宅医療・介護連携支援センターと連携しながら、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築等による在宅医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを行い、相互理解や連携強化を図ります。

第3 地域包括ケアシステム構築に向けた方針

1 地域包括ケアシステム構築の強化

地域包括ケアシステム構築の実現に向けて、地域包括支援センターは本市の長期総合計画、地域福祉計画及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念、政策目標を共有し、地域ケア会議等を活用して地域住民と積極的なコミュニケーションを図るとともに、地域の目指すまちづくりへの取組、成果等を共有しながら新たなまちづくりを推進します。

2 圏域ごとのニーズに応じて重点的に行う業務

地域包括支援センターは、圏域ごとのニーズに応じて重点的に行う業務について、実態把握や関係機関からの情報収集に基づき、年度当初に作成する事業計画の中に、それぞれの課題、目標及び達成指針を設定し、地域が抱える課題の解決に努めるものとします。